

三重県時短要請協力金（令和3年5月12日～5月31日実施分）
金額算定に関するQ&A

【総括】

Q1 支給金額の考え方を教えてほしい。

A1 【中小企業】「売上高方式」で計算

前年度又は前々年度5月の1日当たり売上高によって、支給金額が変わってきます。
前年度又は前々年度の1日当たり売上高の算出についてはQ5～を参照してください。

●具体例

①日額8万3,333円以下 日額2.5万円×日数

(例)5月12日から対応開始(20日間) 2.5万円×20日=50万円

②日額8万3,333円超25万円以下 1日の売上高の3割×日数

(例)売上高売上高10万円/日で5月12日から対応開始

10万円×0.3×20日=60万円

③日額25万円超 日額7.5万円×日数

(例)5月12日から対応開始 7.5万円×20日=150万円

<参考>協力金の算定方法

		前年度又は前々年度の5月の1日あたりの売上高		
		～約8.3万円	約8.3～25万円	25万円～
中小企業 (売上高方式)	日額	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日あたりの売上高の3割)	7.5万円/日
	支給総額	50万円	売上高10万円/日の場合 60万円 売上高20万円/日の場合 120万円	150万円

大企業 (売上高減少額方式) ※中小企業においても この方式を選択可	前年度又は前々年度の5月の1日あたりの売上高と 令和3年5月の1日あたりの売上高を比較した 売上高減少額×0.4(上限20万円又は前年度もしくは前々年 度の5月の1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額)
---	--

○ 売上高方式【中小企業の場合】



【大企業】「売上高減少額方式」で計算 ※中小企業の場合、この方式も選択可
 前年度又は前々年度からの5月の1日当たり売上高減少額の4割が協力金の日額となります。
 1日当たりの協力金額＝前年度又は前々年度からの5月の1日当たり売上高減少額×0.4
 ※上限額（1日当たり）

20万円 又は 前年度若しくは前々年度の5月の1日当たり売上高の3割のいずれか低い額

●具体例

令和2年度5月：1日当たり売上高100万円

令和3年度5月：1日当たり売上高60万円

減少額：100万円－60万円＝40万円

支給額：40万円×0.4＝16万円

上限額：20万円又は「100万円×0.3＝30万円」のいずれか低い方

→ 20万円

※「支給額」で算出した額が「上限額」を下回るため、16万円が支給額となる。

Q2 中小企業の場合、売上高を基準にする計算方式と、売上高減少額を基準にする計算方式の両方を選ぶようになっているのはなぜか？また、どちらを使った方がいいのか？

A2 中小企業については、事業所ごとの売上減少額の算出が困難な場合が想定されることから、各事業所上限7.5万円/日の範囲内で、売上高の3割に相当する金額を協力として支援する方法も選択ができるようになっており、中小企業の事務負担に配慮されたものとなっています。
 売上高の減少幅が大きい場合など減少額方式の方が支給額が大きくなる場合がありますが、どちらの方式を用いるかはご自身で判断をお願いします。

Q3 協力金の金額は円単位で計算されるのか？

A3 1日あたりの売上高を千円単位に切り上げて算定します。

例：1日当たり売上高93,500円で、5/12～5/31を時短営業した場合

$(93,500円 \times 0.3) = 28,050円 \Rightarrow$ 千円単位切り上げ 29,000円

$29,000円 \times 20日 =$ 580,000円

Q 4 売上高は税抜と税込のどちらで計算するのか？

A 4 税抜で計算してください。

【売上高方式に関するQ & A】

Q 5 売上高方式の場合、1日当たりの売上高はどのように算出するのか？

A 5 令和2年度又は令和元年度の確定申告書や売上台帳の控え等に記載された、5月の売上高÷31日で算出してください。

Q 6 開業後1年を経過しておらず、前年度の売上高を計算できない場合、協力金の算定方法はどのようなのか？

A 6 開店日から令和3年5月11日までの売上高を基準に日額を算定してください。

[開店日からの売上高÷開店日からの日数]で1日当たりの売上高を計算し、それを基に支給日額を算出してください。

●具体例

開店日：令和3年2月18日 → 令和3年5月11日までの日数=83日

開店日から5月11日までの売上高：7,470,000円

1日当たりの売上高：7,470,000円÷83日=90,000円

90,000円×0.3=30,000円

ただし、開店日が令和3年5月12日～5月31日である場合は、「開店日から令和3年5月31日までの日数×協力金の下限日額（売上高方式の場合25,000円、売上高減少方式の場合0円）」で計算します

Q 7 前年度は個人事業主だったものが法人成りをした場合、個人事業主の時の売上高を基準にすることはできるか？

A 7 事業の継続性が認められれば対象となります。

合併や事業承継などの場合も同様の扱いとなります。

【売上高減少方式に関するQ & A】

Q 8 売上高減少額方式の場合の計算方法はどのようにするのか？

A 8 時短要請の対象となる店舗ごとに、以下の計算式で計算します。

1日当たりの売上高減少額＝

(前年度又は前々年度の5月の売上高－令和3年5月の売上高) ÷ 31日
1日当たりの協力金額＝「1日当たりの売上高減少額」×0.4

Q9 中小企業が売上高減少額方式を利用した場合も、大企業と同様に上限20万円が適用されるのか？

A9 中小企業であっても、売上高減少額方式を利用して計算した場合、大企業と同様に上限額は、20万円 又は 「前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3」のいずれか低い額が適用されます。

【その他】

Q10 飲食店と他の店舗を併設している場合、飲食部門のみの売上高で計算するのか？

A10 飲食部門のみの売上高で計算してください。

Q11 中小企業の場合、売上高方式と売上高減少方式のいずれかを選択可とのことだが、店舗ごとにどちらの計算方式を選ぶか分けてもよいか？

A11 店舗ごとに計算方式を分けていただいても結構です。

Q12 申請には、どのような添付書類が必要か？

A12 協力金の金額が、「前年度又は前々年度の売上高」か「前年度又は前々年度からの売上高減少額」に基づいて算定されるため、それらを証明する書類を添付していただきます。

具体的には、令和2年又は令和元年の確定申告書「法人税の申告書（別表一）」及び「法人事業概況説明書（2枚〈両面〉）」の写し（個人事業主の場合は所得税の申告書B（第一表）の写し）、確定申告書と同じ年の5月分の売上台帳などの提出をお願いいたします。

Q13 いわゆるみなし大企業は、大企業として扱うのか？

A13 中小企業として扱いますので、売上高方式で計算してください。

Q14 4/26～5/11 実施分と5/12～5/31 実施分とで、金額の算定に違いはあるのか。

A14 算定方法に違いはありませんが、基準月が4/26～5/11 実施分では4月及び5月ですが、5/12～5/31 実施分では5月のみになります。